

報告事項サ

技能教育施設等の指定等について

技能教育施設の指定、連携科目の指定及び解除、指定技能教育施設の内容変更について、別紙のとおり報告します。

平成25年3月16日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

技能教育施設等の指定等について

平成25年3月16日
高等学校課

関連法令

- 学校教育法第55条
- 学校教育法施行令第32条～39条（以下政令）
- 技能教育施設の指定等に関する規則（文部科学省令第8号以下省令）
- 技能教育施設の指定の申請手続き等を定める規則（鳥取県教育委員会規則第10号以下規則）

1 平成24年4月現在の指定状況

指定技能教育施設 (連携措置をとる高等学校)	連携措置をとることができる科目	実施学年	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
学校法人鶏鳴学園専修学校あすなろ予備校 (クラーク記念国際高等学校 北海道深川市納内町3丁目2番40号)	情報処理	1年次2単位 2年次2単位 3年次2単位	情報処理
	総合実践	2年次2単位 3年次2単位	総合実践
	英語実務	3年次2単位	英語実務
	文書デザイン	1年次2単位 2年次2単位	文書デザイン
	ビジネス基礎	1年次2単位	ビジネス基礎
中央高等学園専修学校 (星槎国際高等学校 北海道芦別市緑泉町5番12)	ビジネス基礎	1年次4単位	ビジネス基礎
	商品と流通	2年次4単位	商品と流通
	情報処理	3年次4単位	情報処理
学校法人ism若葉学習会専修学校 (クラーク記念国際高等学校 北海道深川市納内町3丁目2番40号)	情報処理	1年次1単位 2年次1単位 3年次1単位	情報処理
	文書デザイン	1年次2単位 2年次2単位 3年次3単位	文書デザイン
	商品と流通	1年次2単位 2年次2単位	商品と流通
	経済活動と法	3年次2単位	経済活動と法
	国際ビジネス	3年次2単位	国際ビジネス

2 内容変更について（省令第4条、規則第4条 網掛けは公示事項）

(1) あすなる予備校について

ア 内容変更の届出

変更事項	変更前	変更後	変更の時期
設置者の所在地	鳥取市若桜町50番地 1	鳥取市湖山町西2丁目 228-1	平成25年1月28日
学校名	学校法人鶏鳴学園専修 学校あすなる予備校	学校法人鶏鳴学園あす なる予備校	平成25年4月1日

イ 内容変更の理由

既存の一般課程の専修学校あすなる予備校から、高等課程の学校としてあすなる高等専修学校を設立し、技能教育施設については平成25年度入学者から年次で移行することとし、この度、設立が認可されたため。

(2) 中央高等学園専修学校について

ア 内容変更の届出

変更事項	変更前	変更後	変更の時期
設置者	阪本秀樹	学校法人 中央高等学園	平成24年4月1日
設置者の所在地	東伯郡琴浦町大字 徳万265-5	東伯郡北栄町由良宿818 -8	平成24年4月1日

イ 内容変更の理由

学校法人中央高等学園の設立が認可されたため。

3 指定及び解除について（網掛けは公示事項）

(1) あすなる高等専修学校について（審査表）

ア 技能教育施設として指定（政令第32、33条、省令第1条、規則第2条）

施設（所在地）	設置者	連携措置をとる高等学校の名称（所在地）
学校法人鶏鳴学園あすなる 高等専修学校 (鳥取市湖山町西2丁目 228-1)	学校法人鶏鳴学園	クラーク記念国際高等学校 (北海道深川市納内町3丁目2 番40号)

イ 申請の理由

既存の一般課程の専修学校あすなる予備校から高等課程の学校として分離し、平成25年度入学者から独立して運営するための設置が認可されたため

ウ 指定をする連携科目等（政令第33条、省令第2、3条、規則第3条）

連携措置をとることができる科目	実施学年	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	1年次2単位	ビジネス基礎
ビジネス情報	2年次2単位	ビジネス情報
電子商取引	3年次2単位	電子商取引

(2) あすなろ予備校について

ア 指定の解除をする連携科目等（政令第33条、省令第2、3条、規則第3条）

連携措置をとることができる科目	実施学年	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	1年次2単位	ビジネス基礎

イ 指定の解除をする理由

既存の一般課程の専修学校あすなろ予備校から、高等課程の学校としてあすなろ高等専修学校を設立し、技能教育施設については平成25年度入学者から年次で移行することとし、この度、設立が認可されたため。

(3) 若葉学習会専修学校について

ア 指定をする連携科目等（政令第33条、省令第2、3条、規則第3条）

連携措置をとることができる科目	実施学年	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
マーケティング	1年次2単位 2年次2単位	マーケティング

イ 指定をする理由

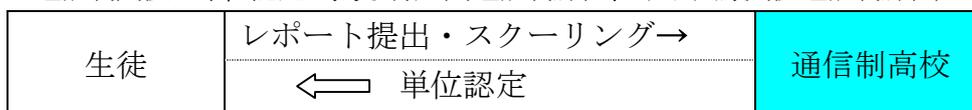
新学習指導要領の実施に伴い、平成25年度入学者から教育課程を変更して年次進形で実施するため。

(資料)

指定技能教育施設について

- 学校教育法第55条及び学校教育法施行令第33条の2に基づく指定
- 高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する生徒が、県教育委員会の指定する技能教育施設で教育を受ける場合、高等学校の校長が一定の条件のもとに当該技能教育施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる制度
- 通信制高校の単位認定には、次の2通りがある。
(* は単位認定可能な通信制高校もしくは技能教育施設)

1 通信制高校で単位認定 (鳥取緑風高通信制課程、米子白鳳高校通信制課程)



2 通信制高校と技能教育施設で単位認定

